

警察庁は、平成15年11月14日から12月12日までの間、「風営法施行規則等の改正案」に関する意見の募集を行いました。
頂いた主なご意見の要旨及びこれに対する警察庁の考え方は以下のとおりです。

1 意見の総数

4,554件(3,887通)うち本件改正に関係するもの3,385件。
1通に複数の意見が記載されている場合は、それぞれを1件と計上しました。

2 改正全般に関する意見

頂いたご意見	警察庁の考え方
<p>回胴式遊技機の楽しさを損なうような改正をする必要はないのではないか。</p>	<p>最近、著しく高い出玉性能を有する遊技機が市場に出回っているため、これらを適切に排除する必要があること、また、遊技機の不正改造事犯が跡を絶たないため、不正改造防止対策を講ずる必要があることなどから、改正することとしたものです。</p>
<p>なぜ今の時期に改正しなければならないのか。規制内容を厳しくする必要はないのではないか。</p>	
<p>回胴式遊技機に高い出玉性能等を期待している遊技客が離れ、製造業者等の経営が悪化するのを、改正は止めるべきである。</p>	<p>上欄の理由から改正を行うものであり、改正案に則った回胴式遊技機が市場に出回ることと、業界が市民に身近で健全な大衆娯楽として発展することを期待しております。</p>
<p>現在のぱちんこ遊技機や回胴式遊技機の出玉性能は、趣味や娯楽として遊技を行える限界を超えているので、規制は必要である。</p>	<p>規則の改正により、著しく高い出玉性能を有する遊技機が排除される一方、多様な遊技機の開発が可能となります。</p>

3 改正案の内容に関する意見

(1) 出玉性能全般に関すること

頂いたご意見	警察庁の考え方
<p>回胴式遊技機について、少回数における出玉性能の上限規制が厳しすぎる。</p>	<p>最近、短時間に著しく多くの遊技球又は遊技メダルを獲得できる遊技機が市場に出回っているため、これらの遊技機を適切に排除し、広く国民が健全な娯楽としてぱちんこ遊技機、回胴式遊技機での遊技を楽しめるよう規則の改正を行う必要があります。この考えに基づき、回胴式遊技機では少回数において獲得可能な遊技球又は遊技メダルの上限を定めたものです。</p> <p>なお、少回数における回胴式遊技機の獲得可能な遊技メダル等の上限(400回の遊技回数で投入枚数に対する獲得枚数の割合が3倍以内。)は、現行の規則の基準(17,500回の遊技回数で、投入枚数に対する獲得枚数の割合が0.55倍以上1.2倍以下であること。)と統計学上ほぼ同程度の厳しさであること、またぱちんこ遊技機において今回新たに規定する短時間における出玉性能の基準(1時間の遊技時間で発射球数に対する獲得球数の割合が300%以内。)とは、双方の獲得上限を比較して金銭的価値が同等であることから、厳しすぎると考えておりません。</p>

頂いたご意見	警察庁の考え方
<p>出玉性能の下限についても規制を行うべき。</p>	<p>現在の著しく射幸心をそそるおそれがある遊技機は、短時間に獲得できる遊技球又は遊技メダルの上限に問題があると考えられるため、今回の改正では、ぱちんこ遊技機の1時間の試射試験、回胴式遊技機では400回及び6,000回の遊技試験について、上限のみを規制することとしたものです。</p> <p>なお、改正後も、現行の規制における下限規制（ぱちんこ遊技機では10時間の試射試験で、発射球数の1/2以上、回胴式遊技機では17,500回の遊技試験で0.55倍以上。）はそのまま残ります。</p>
<p>射幸性という点で見れば、競輪、競馬、宝くじ等と比べて、ぱちんこやパチスロの射幸性はまだ低いので、現状より出玉性能の上限規制を厳しくすべきでない。</p>	<p>競輪、競馬、宝くじ等は、刑法の賭博罪等に当たる行為を特別法により特に許容しているものであり、ぱちんこ営業とはその点が異なり、これらを直接比較の対象とすることは困難です。</p>

(2) 出玉性能に関する個別機能に関すること

頂いたご意見	警察庁の考え方
<p>回胴式遊技機について、1回の役物連続作動装置（ビックボーナス（大当たり））の作動時における遊技メダルの獲得上限を、現状より引き下げないこととすべき。</p>	<p>現行の規則では、回胴式遊技機について1回の役物連続作動増加装置（ビックボーナス）に関して、一定の規制を行っており、獲得可能上限数そのものを明確に規制していないかったところ、1回の当該装置の作動において著しく多くの遊技メダルの獲得が可能である遊技機が市場に出回っている状況があります。</p> <p>したがって、今回の改正では、短時間で著しく多くの遊技メダルを獲得できる遊技機を市場より排除することを目的として、1回の役物連続作動装置の作動（ビックボーナス）時に獲得できる遊技メダルの上限を、ぱちんこ遊技機の1回の役物連続作動装置の作動（大当たり）時に獲得できる遊技球の上限にあわせ明確に定めたものです。</p> <p>なお数値については、ぱちんこ遊技機と同一の射幸性とするため、金銭的価値を鑑み480枚と定めたものです。</p>

頂いたご意見	警察庁の考え方
<p>回胴式遊技機のストック機能については、遊技客が役物等の結果を得ることができない場合があり、また、ぱちんこ店の閉店時に役物等の当せん情報が消されているとの噂もあるので、禁止すべき。</p>	<p>回胴式遊技機のストック機能とは、遊技機内で行われる内部抽せん（遊技機内部で行われる電子計算機による「くじ」。いわゆるポナス抽せんや小役抽せんなどのこと。）のうち、ポナスの当せん図柄を強制的に発現させず、当せん情報を記憶（ストック）して上で、一定の条件が整った時点で記憶している当せん情報を発現させる機能を行います。</p>
<p>回胴式遊技機のストック機能が禁止されると、一度に大量の遊技メダルを獲得できる楽しみなどがなくなる。</p>	<p>このような機能は、役物連続作動装置を短時間に連続して作動させ、これにより意図的に短時間に著しく多くの遊技メダルの獲得を可能とする機能であり、短時間で著しく多くの遊技メダルを獲得できる遊技機を市場より排除するという観点から規制する必要があります。</p> <p>また、内部抽せんに当せんすれば技量により図柄を揃えられると期待する遊技客に損害を生じさせるものといえます。</p> <p>さらに、当せん情報が同じ遊技機を次に使用する遊技客に持ち越されることが、当該遊技客はこれを知り得ないという点で、遊技客間の公平性を損なうものといえます。</p> <p>このようなことから、改正案において、ストック機能を禁止することとしたものです。</p>

(3) 告知機能に着目した規制に関するもの

頂いたご意見	警察庁の考え方
<p>告知機能は、その指示に従えば遊技メダルの獲得を著しく容易にするものであり、遊技の技量介入性を大きく損なうため、規制すべき。</p>	<p>告知機能は、内部当たりを遊技客に告知することにより、メダルの獲得を容易にする機能ではありますが、当該機能を意図的に連続して発現させることにより、短時間に著しく多くの遊技メダルの獲得を可能とする機能にも成り得ます。</p>
<p>告知機能が規制されると遊技の面白さが損なわれるので、規制すべきでない。</p>	<p>したがって、改正案には、告知機能そのものの規制は設けず、一方で短時間に著しく多くの遊技メダルの獲得が可能である遊技機の市場からの排除のため、遊技機内の内部抽せんに当せんした場合には、そのすべての遊技でメダル獲得に係る図柄の組合せを表示することができると仮定して、その結果により当該遊技機の最大獲得性能を計測する新試験（シミュレーション試験）の導入することとします。</p>
<p>告知機能は、著しく大量の遊技メダルの獲得につながる機能であるので、規制すべき。</p>	<p>有限回数の出玉性能検査では、告知機能が発現しない、すなわち告知機能の性能を把握できない可能性があります。</p> <p>したがって、遊技機の性能を正確に把握するためには、出玉性能規制以外に、告知機能に着目したシミュレーション試験を行う必要があります。</p>